

要 旨

筆者は、現在、原子力規制委員会及び同事務局である原子力規制庁（以後、「原子力規制庁」と記載。）内全体の現用文書管理を担当する部署に所属し、過去の不適切事案に起因する現物調査、行政文書管理に関する各種規程類の整備・改正対応、点検・監査計画の作成、秘密文書の管理状況調査、内部監査及び外部監査に対する対応等、庁内全体の行政文書の管理状況に対する点検・監査等を中心に担当している。

原子力規制庁は、東北地方太平洋沖地震の際に発生した福島第一原子力発電所事故の反省等に基づき、原子力行政に関する複数の省庁等を設立母体として平成 24 年に設置された組織であり、原子力規制庁が発足した平成 24 年 9 月 19 日以前に作成された文書は、すべて旧組織にて作成された文書であって、原子力規制庁発足の際、省庁間「所管換え」されてきたものである。

平成 21 年に施行された公文書等の管理に関する法律により、国の行政文書に対する統一的な管理ルールが法令及び行政文書の管理に関するガイドライン等にて規定されたが、原子力規制庁は、平成 29 年度に実施された総務省行政評価局による公文書管理に関する行政評価・監視（以後、「行政評価・監視」と記載。）の結果に基づく勧告において、旧組織から適切な「所管換え」が行われなかった不適切な事案として指摘を受けた。

そこで、第 1 章では、原子力規制庁の概要及び旧組織から「所管換え」された行政文書の管理実態を取り上げるとともに、原子力規制庁全体としての課題が旧組織から「所管換え」された行政文書の適切な管理であることを指摘した。

次に、第 2 章において、当該課題に対する解決の糸口を見出すことを目的として、行政評価・監視、内閣府公文書管理課が毎年度実施している公文書等の管理等の状況について、内閣府公文書監察室が毎年度実施している公文書監察の取組について、各々における指摘事項について取り上げた。

第 3 章では、当該課題に対して、現用文書の現物確認調査を実施したことにより令和 3 年度第 21 回原子力規制委員会において不適切な事案に対する最終報告を行ったこと及び当該調査結果等も踏まえて改正した行政文書の点検・監査の取り組みについて紹介するとともに、課題に対する検証を行った。

最後に、以上を踏まえて、法令等の定義を参照した結果、「所管換え」については国有財産台帳を参考として引継リスト及び送付目録を作成すること、「引継ぎ」については引継書を正規の行政文書として取り扱うことで、国の行政機関全体として適切な引継ぎの徹底及び各々の課題解決が可能になるものと考え、私案を提示した。

本稿は、行政文書の点検・監査の観点から、行政機関における現用文書管理における適切な引継ぎの在り方に関して検討したものである。